

令和7年（2025年）5月21日

入札参加者各位

一般社団法人滋賀県造林公社事務局長

質問に対する回答について

令和7年度 第1007号 分取造林事業（木材生産）に対し、令和7年5月20日に質問のありました事項について、下記のとおり回答します。

記

質問事項	回答
現地確認したところ現地住人より「ここは所有地なので勝手に立ち入るな」と注意を受けました。位置図（1/5000）図面北側の既設道入り口。事業として問題はないのか。	既設道の南側からの進入を想定しています。
反対側入り口も軽自動車がやっとの幅員しかなく2tトラックでの運搬に無理があるのではないのか。	2t車での運搬を想定していますが、拡幅が必要であれば、その方法について受注者様と協議します。
既設道の補修も必要であるが事業費の中に入れていいのか。含まれていない場合、別途みてもらえるのか。	既設道補修は計上していません。 費用計上については、受注者様と協議のうえ、決定します。
既設道から事業地外作業道が土砂災害警戒区域に入っていないか。	ご指摘のとおり、土砂災害警戒区域（土石流）に指定されているため、作業道開設時には、路体の安定や排水の徹底等について特に配慮願います。
林内に谷から水を取る簡易の設備あり、谷上に作業道を作設することになるが問題はないのか。	取水者様には事業内容を説明し、事業実施について了承を得ていますが、事業実施前に再度取水者様と現地立会を実施する予定です。